

令和4年度静岡市一般廃棄物処理実施計画  
実施状況検証・評価報告書

令和5年3月

静 岡 市

〈 目 次 〉

第1章 基本的事項	- 1 -
1.1 検証・評価の目的	- 1 -
1.2 計画期間	- 1 -
1.3 計画対象地域	- 1 -
1.4 令和4年度清掃費当初予算額	- 1 -
第2章 ごみ処理実施計画	- 2 -
2.1 計画目標	- 2 -
2.2 ごみの分別種類と排出量見込み	- 2 -
2.3 ごみの処理主体と処理方法	- 3 -
2.4 ごみ処理施設等の概要	- 4 -
(1) 収集センター	- 4 -
(2) 中間処理施設等	- 4 -
(3) 最終処分施設	- 5 -
2.5 ごみ処理量の見込み	- 6 -
(1) 収集運搬計画	- 6 -
(2) 中間処理計画	- 8 -
(3) 最終処分計画	- 10 -
2.6 基本施策1 静岡版「もったいない運動」の推進	- 11 -
(1) 施策1 情報の共有化、意識啓発・環境教育の推進	- 11 -
(2) 施策2 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり	- 12 -
(3) 施策3 家庭ごみの減量化	- 14 -
(4) 施策4 集団資源回収への積極的な取組	- 14 -
(5) 施策5 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討	- 14 -
(6) 施策6 家庭ごみ有料化の検討	- 14 -
(7) 施策7 小型家電リサイクルの実施	- 15 -
2.7 基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化	- 15 -
(1) 施策1 情報の共有化、意識啓発の推進	- 15 -
(2) 施策2 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり	- 15 -
(3) 施策3 事業系ごみの減量化・資源化の推進	- 15 -

(4) 施策 4 自己処理責任の徹底 .....	- 16 -
2.8 基本施策 3 適正な収集運搬・処理体制の整備 .....	- 17 -
(1) 施策 1 収集運搬体制の整備 .....	- 17 -
(2) 施策 2 中間処理体制の整備 .....	- 18 -
(3) 施策 3 最終処分場の整備 .....	- 19 -
2.9 基本施策 4 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組 .....	- 20 -
(1) 施策 1 清掃工場での余熱利用 .....	- 20 -
(2) 施策 2 溶融スラグの有効利用 .....	- 20 -
2.10 基本施策 5 廃棄物適正処理の徹底 .....	- 20 -
(1) 施策 1 不法投棄対策 .....	- 20 -
(2) 施策 2 区域外処理 .....	- 21 -
(3) 施策 3 取扱困難廃棄物の処理 .....	- 21 -
(4) 施策 4 災害廃棄物の処理 .....	- 22 -
第 3 章 生活排水処理実施計画 .....	- 23 -
3.1 計画目標 .....	- 23 -
3.2 し尿・浄化槽汚泥処理主体と処理方法 .....	- 23 -
3.3 し尿・浄化槽汚泥処理量 .....	- 23 -
3.4 し尿・浄化槽汚泥処理施設 .....	- 23 -
3.5 基本施策 1 合併処理浄化槽の設置及び公共下水道への接続の促進 ..	- 24 -
(1) 施策 1 情報の共有化、意識啓発・環境教育の推進 .....	- 24 -
(2) 施策 2 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用 .....	- 24 -
3.6 基本施策 2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持 .....	- 25 -
(1) 施策 1 し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備 .....	- 25 -
(2) 施策 2 合併処理浄化槽の適正な管理 .....	- 26 -
第 4 章 目標指標の達成状況 .....	- 27 -
4.1 ごみ処理実施計画 .....	- 27 -
4.2 生活排水処理実施計画 .....	- 27 -
第 5 章 計画の総括 .....	- 28 -
5.1 ごみ処理実施計画 .....	- 28 -
5.2 生活排水処理実施計画 .....	- 28 -
5.3 総括 .....	- 28 -

## 第1章 基本的事項

### 1.1 検証・評価の目的

静岡市一般廃棄物処理基本計画に基づき策定した令和4年度静岡市一般廃棄物処理実施計画（以下「令和4年度実施計画」という。）について、その実施状況を評価・検証することで、令和5年度静岡市一般廃棄物処理実施計画（以下「令和5年度実施計画」という。）策定の基礎資料とします。

なお、評価・検証は、令和5年1月末現在までの実績と同2・3月の見込（令和4年度の4月～1月の昨年度に対する増減率を昨年度2月、3月の実績に適用した数値）を合算した数値を使用します。

### 1.2 計画期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

### 1.3 計画対象地域

静岡市全域

### 1.4 令和4年度清掃費当初予算額

○ 歳入

科目	金額
使用料及び手数料	769,436千円
国庫支出金	1,188,224千円
県支出金	—
財産収入	6,719千円
寄付金	—
繰入金	400,000千円
諸収入	933,123千円
市債	2,092,900千円
計	5,390,402千円

○ 歳出

科目	金額
清掃総務費	3,585,846千円
収集センター費	108,688千円
【内訳】西ヶ谷収集センター費	4,291千円
沼上収集センター費	35,449千円
清水収集センター費	68,948千円
清掃工場費	4,630,003千円
【内訳】西ヶ谷清掃工場費	2,717,110千円
沼上清掃工場費	1,912,893千円
衛生センター費	493,211千円
最終処分場費	193,574千円
一般廃棄物処理施設整備基金費	1,700千円
清掃工場建設費	2,278,750千円
最終処分場整備事業	181,103千円
計	11,472,875千円

表 1.4 - 1 令和4年度清掃費当初予算

## 第2章 ごみ処理実施計画

令和4年度実施計画「第2章 ごみ処理実施計画」に基づき、以下のとおり処理及び各施策を実施しました。

### 2.1 計画目標

- (1) 一人1日当たりごみ総排出量：856g
- (2) 一人1日当たり家庭ごみ総排出量：606g
- (3) 事業系ごみ年間総排出量：62,970t

### 2.2 ごみの分別種類と排出量見込み

廃棄物の種類			排出量	排出量小計	排出量合計	総排出量	
ごみ総排出量	ごみ排出量	古紙等集団資源回収	10,098 t	10,098 t	10,098 t	215,164 t	
		家庭ごみ	可燃ごみ	130,685 t	145,358 t		205,066 t
			不燃・粗大ごみ	8,831 t			
			【内訳】金属類	2,826 t			
			乾電池	121 t			
			その他	5,884 t			
			資源ごみ	5,842 t			
			【内訳】びん	3,879 t			
			缶類	1,351 t			
			ペットボトル	345 t			
			古紙・古布類	71 t			
	使用済小型家電	196 t					
	事業系ごみ	可燃ごみ	58,792 t	59,708 t			
		不燃・粗大ごみ	916 t				
		【内訳】金属類	143 t				
		乾電池	11 t				
		公共側溝汚泥	282 t				
その他		480 t					

※ 事業系ごみには、本市が処理する産業廃棄物を含む。

※ 家庭ごみの乾電池には、充電式電池を含む。

※ 家庭ごみの可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ並びに事業系ごみに、令和4年台風第15号による災害ごみは含まない。ただし、通常ごみと一体的に収集した災害ごみは含む。

表 2.2 - 1 ごみの分別種類と排出量

### 2.3 ごみの処理主体と処理方法

廃棄物の種類		収集運搬	中間処理		最終処分		
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
家庭ごみ	可燃ごみ	市 委託業者 許可業者(一部)	市	焼却 溶融	市	埋立	
	不燃・粗大ごみ			破碎、資源化			
		乾電池	委託業者	資源化	—		
	蛍光管	破碎、資源化					
	資源ごみ	ペットボトル	委託業者	市	選別・圧縮	委託業者	資源化
		びん・缶等	委託業者	委託業者	選別	委託業者	資源化
使用済小型家電		委託業者 直接搬入	—		認定事業者	資源化	
事業系ごみ	可燃ごみ	市 委託業者 許可業者 直接搬入	市	焼却 溶融	市	埋立	
			許可業者	焼却、資源化	許可業者		
	不燃・粗大ごみ	直接搬入	市	焼却 溶融	市		
				破碎、資源化			
		乾電池	直接搬入	委託業者	破碎、資源化	—	
公共側溝汚泥	委託業者	—	—	市	埋立		

※事業系ごみには、本市が処理する産業廃棄物を含む。

※公共側溝汚泥は市民による公共側溝清掃により発生した一般廃棄物であるが、家庭ごみ(一般家庭の日常に伴って生じた廃棄物)とは言えないため、事業系ごみとみなす。

※ 家庭ごみの乾電池には、充電式電池を含む。

小動物の死体	直接搬入 委託業者	市	火葬	市	埋立
--------	--------------	---	----	---	----

表 2.3 - 1 ごみの処理主体と処理方法

## 2.4 ごみ処理施設等の概要

令和4年度実施計画に基づき、以下の施設等により一般廃棄物の処理を実施しました。

### (1) 収集センター

	沼上収集センター	清水収集センター
所在地	葵区薬師 14 番地の 2	清水区八坂町 2102 番地の 1
保有車両台数計	30 台	26 台
パッカー車	18 台	16 台
その他車両	12 台	10 台

### (2) 中間処理施設等

#### ① 焼却施設と熔融施設

	西ヶ谷清掃工場（熔融施設）	沼上清掃工場（焼却施設）
所在地	葵区西ヶ谷 553 番地	葵区南沼上 1224 番地
処理能力・方式	500 t / 日 (250 t × 2 炉) シャフト炉式 ガス化熔融炉	600 t / 日 (200 t × 3 炉) ストーカ式 連続燃焼式焼却炉

#### ② 不燃・粗大ごみ処理施設

	沼上資源循環センター 不燃・粗大ごみ資源化施設
所在地	葵区南沼上 1224 番地
処理能力等	100 t / 5h 破碎・選別

#### ③ 資源ごみ処理施設

	沼上資源循環センター ペットボトル資源化施設
所在地	葵区南沼上 1224 番地
処理能力等	5 t / 5h 選別・圧縮・梱包

④ 小動物死体処理施設

	動物指導センター火葬炉
所在地	葵区産女 953 番地
処理能力	100 kg/1h

⑤ ごみ受入施設

	清水ごみ受付センター
所在地	清水区八坂町 2111 番地
受入品目	不燃・粗大ごみ、資源ごみ、小型家電

(3) 最終処分施設

	沼上最終処分場	清水貝島最終処分場	由比最終処分場
所在地	葵区北沼上 387 番地の 1	清水区三保地先	清水区由比東山寺 183 番地
埋立面積	36,000 m <sup>2</sup>	19,000 m <sup>2</sup>	6,050 m <sup>2</sup>
埋立容量	750,000 m <sup>3</sup>	246,000 m <sup>3</sup>	42,200 m <sup>3</sup>
残余容量	37,698 m <sup>3</sup>	8,341 m <sup>3</sup>	22,278 m <sup>3</sup>
埋立方法	セル方式	片押し方式	セル方式

※残余容量は最終覆土等を含む。



## 2.5 ごみ処理量の見込み

### (1) 収集運搬計画

#### ①収集運搬量及び排出、収集運搬方法

ごみの種類	収集方法		収集頻度	収集量	
可燃ごみ	家庭用指定袋・認定袋による集積所収集		週2回	124,744 t	
	事業所用指定ごみ袋による集積所収集（葵区・駿河区のみ）				
不燃・粗大ごみ	事前申込みによる戸別収集		月1回	5,006 t	
	集積所収集（葵区安倍6地区のみ）				
資源ごみ				5,351 t	
びん	コンテナによる集積所収集		月1回	3,684 t	
缶・ 日用金属	清水区	葵区・駿河区	家庭用指定袋・認定袋による集積所収集	月1回	1,306 t
		清水地区	網袋による集積所収集		
		蒲原地区	家庭用指定袋・認定袋による集積所収集		
		由比地区	スチール缶…コンテ又は網袋による集積所収集 アルミ缶…家庭用指定袋・認定袋による集積所 収集		
ペットボトル	葵区・駿河区	公共施設等での拠点収集	随時	345 t	
	清水区	折り畳み式回収箱による集積所収集	月1回		
使用済 小型家電	公共施設等での拠点収集		随時	16 t	
合 計				135,101 t	

※日用金属については葵区・駿河区のみで収集

※集積所とは、自治会・町内会長の届出により設置され、当該自治会・町内会により管理されている、可燃ごみ、一部地域の不燃・粗大ごみ及び資源ごみ置き場をいう。

※ 家庭ごみの可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ並びに事業系ごみに、令和4年台風第15号による災害ごみは含まない。ただし、通常ごみと一体的に収集した災害ごみは含む。

表 2.5 - 1 収集運搬量及び排出、収集運搬方法

②市が収集運搬しないごみの処理方法

区分	処理方法
家電リサイクル法 対象機器	排出者が ① 小売業者へ引き取りを依頼 ② 許可業者へ指定引取場所までの収集運搬を依頼 ③ 指定引取場所へ直接搬入
パーソナル コンピュータ	排出者が ① 清掃工場へ直接搬入 ② 小型家電回収ボックスへ排出 ③ 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、適正に処理
一時多量ごみ	排出者が ① 清掃工場へ直接搬入 ② 許可業者へ清掃工場までの収集運搬を依頼
その他	清掃工場での処理は可能であるが、収集困難な物については、排出者自らが収集・運搬可能な状態にする、又は清掃工場へ直接搬入する。 清掃工場で処理できないものについては、排出者自らが専門業者に相談、又は購入店に引き取りを依頼する。

③家電リサイクル法対象機器の指定引取場所

業者名	所在地
都商事(株)家電リサイクルセンター	清水区半左衛門新田 54 番地
日本通運(株) 静岡支店	葵区古庄二丁目 20 番 38 号
(株)篠原産業	富士市中里 2608 番地の 43

④収集運搬許可業者及び事業者の搬入先

一般廃棄物排出場所	搬入先
葵区	収集運搬許可業者及び事業者は、西ヶ谷清掃工場若しくは沼上清掃工場又は処分許可業者の処分施設へ搬入する。
駿河区	
清水区	

(2) 中間処理計画

① 焼却、熔融処理量

廃棄物の種類	搬入者	処理量		
		西ヶ谷清掃工場	沼上清掃工場	合計
可燃ごみ	市	1 t	91 t	92 t
	委託業者	67,467 t	57,192 t	124,659 t
	許可業者	20,764 t	24,652 t	45,416 t
	直接搬入者	7,066 t	12,244 t	19,310 t
	うち家庭	3,073 t	6,706 t	9,779 t
	うち事業者	3,993 t	5,538 t	9,531 t
破碎可燃残渣	市	0 t	5,917 t	5,917 t
焼却主灰	市	11,342 t	0 t	11,342 t
合計		106,640 t	100,096 t	206,736 t

※ 事業者が直接搬入する可燃ごみには本市が処理する産業廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず及びこれらに係る燃えがら）を含む。

※ 令和4年台風第15号による災害ごみは含まない。ただし、通常ごみと一体的に収集した災害ごみは含む。

表 2.5 - 2 焼却、熔融処理量

② 破碎処理量

廃棄物の種類	搬入者	処理量		
		金属類	破碎可燃残渣	処理量計
不燃・粗大ごみ	市・委託業者	929 t	4,064 t	4,725 t
	直接搬入者	2,172 t	2,517 t	4,448 t
	うち家庭	2,018 t	2,316 t	4,106 t
	うち事業者	154 t	201 t	342 t
合計		3,101 t	6,581 t	9,173 t

※ 本市が処理する産業廃棄物…金属くず、木くず

※ 令和4年台風第15号による災害ごみは含まない。ただし、通常ごみと一体的に収集した災害ごみは含む。

表 2.5 - 3 破碎処理量

◎ 資源化量及び資源化の方法

資源ごみの種類	内容		資源化
びん	葵区 駿河区	市民が分別排出し、業者委託により収集・選別加工をし、業者が生きびん、再生びん（白）を独自ルートで資源化 その他のびんについては指定法人ルートにて資源化	3,879 t
	清水区	市民が分別排出し、業者委託により収集、及び「清水ごみ受付センター」で受け入れ、再生びんは指定法人ルートで資源化。 生きびんは業者が独自ルートで資源化	
缶・日用金属	葵区 駿河区	市民が分別排出し、業者委託により収集・選別加工をし、業者が独自ルートで資源化	1,351 t
	清水区	市民が分別排出し、業者委託により収集、及び「清水ごみ受付センター」で受け入れ、業者が独自ルートで資源化	
古紙（古布）類	「清水ごみ受付センター」で受け入れ、業者が独自ルートで資源化		71 t
集団資源回収	奨励金を交付し、自治会などの団体による古紙類の回収・資源化を促進		10,098 t
ペットボトル	市民が分別排出し、業者委託により収集、及び「清水ごみ受付センター」で受入、市施設で圧縮加工し、指定法人ルートで資源化		345 t
金属類	不燃・粗大ごみの戸別収集時に、金属類を分別回収 不燃・粗大ごみの破碎処理時に、金属類を回収 「清水ごみ受付センター」で受入 回収した金属類を独自ルートで資源化		3,101 t
乾電池	不燃・粗大ごみの戸別収集時に、乾電池を分別回収 直接搬入される乾電池を分別回収 回収した乾電池を、委託業者が独自ルートで資源化		132 t
使用済小型家電	市民が分別排出し、委託業者により収集及び「西ヶ谷清掃工場」「沼上清掃工場」「清水ごみ受付センター」で受け入れ、認定業者が独自ルートで資源化		196 t
溶融スラグ	西ヶ谷清掃工場で作成する溶融スラグを埋戻し材等や肥料に再利用		15,652 t
溶融メタル	溶融スラグ生成の過程で発生する溶融メタルを独自ルートで資源化		2,815 t
合計			37,640 t

※日用金属については、葵区・駿河区のみで収集

※指定法人ルートとは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通して再資源化を実施するもの。

※乾電池は、充電式電池を含む。

※乾電池は、令和4年台風第15号により発生した災害廃棄物として収集された廃棄物を含まない。

表 2.5 - 4 資源化量及び資源化の方法

(3) 最終処分計画

廃棄物の種類	搬入者	処理量			
		沼上最終処分場	清水貝島最終処分場	由比最終処分場	合計
焼却灰等	市・事業者	5,466 t	2,808 t	-	8,274 t
公共側溝汚泥	市	282 t	-	-	282 t
下水道汚泥焼却灰	上下水道局・事業者	0 t	-	-	0 t
不燃物	市	-	0 t	-	0 t
その他	市・事業者	278 t	0 t	1 t	279 t
小計		6,026 t	2,808 t	1 t	8,835 t
覆土		2,851 t	-	-	2,851 t
合計		8,877 t	2,808 t	1 t	11,686 t

表 2.5 - 5 最終処分量

## 2.6 基本施策1 静岡版「もったいない運動」の推進

### (1) 施策1 情報の共有化、意識啓発・環境教育の推進

#### ① 市広報媒体による情報の共有化

市 : 暮らしの中で実行できるごみ減量やリサイクルの工夫に係る情報について、ごみの出し方・分別ガイドブック、広報紙「静岡気分」、ホームページなどの市広報媒体を活用して、積極的な提供を行いました。

市民 : これらの媒体を活用した積極的な情報収集に努めました。

ごみの出し方・分別ガイドブック保存版の発行	随時更新、配布
ごみの出し方・分別周知チラシの発行（周知事項がある場合）	随時発行、配布
しずおか気分への記事掲載	3回
ホームページの更新	随時更新

清掃工場見学（リサイクル講座を含む）	88回開催
	5,477人参加

#### ② 環境教育の推進、環境意識の向上

市 : 資源循環啓発施設を中心に、環境教育・環境学習を通じて、環境意識の高い市民を育成しました。また、ごみの減量化・資源化を目的とした「事前学習」、「実践行動」、「事後学習」までの一連の学習プログラムをホームページで公開し、広く市民の実践的な行動を促すとともに、講座実施希望団体に対し、プログラムによる講座を実施しました。

沼上資源循環学習プラザ	ごみ減量啓発講座（学校、団体）	237回
西ヶ谷資源循環体験プラザ	4R体験講座（常設・定期）	12講座
ごみ減量学習プログラム（学校・団体）		随時
市政出前講座及び企業・教育機関と連携した講座		162回

市民 : 講座への参加のほか、環境イベント等を通じて、環境意識の向上を図りました。

#### ③ 「もったいない 食品ロス」の意識の向上

市 : 家庭からの可燃ごみに含まれる食品ロスの割合を調査し、食品ロス削減に向けた各種イベント及び啓発を行いました。

家庭系可燃ごみの組成調査	2回
食ロス日記の実施人数	308人
食品ロス削減に関するイベント・講座、30・10運動などの啓発	フードドライブ20回 イベント3回
シズオカたべきり協力店の認定	217店舗

市民：講座への参加のほか、外食先での食べきりの推進、買い物の工夫などを通じて、食品ロス削減に向けた意識の向上を図りました。

#### ④ 使い捨てプラスチックからの転換

市：出前講座などを通じて市民・事業者の使い捨てプラスチックごみの発生抑制意識の醸成を図るほか、使い捨てプラスチックごみの発生抑制や代替素材への転換を促進するため、市関連イベントなどにおいて主催者や出展者に対してマイバックの持参、リターナブル食器や紙ストローなどの利用を呼びかけました。

イベントなどにおける発生抑制や代替素材への転換の呼びかけ	随時
プラスチックごみ削減協力店の認定	228店舗

市民：講座への参加のほか、プラスチックごみの発生抑制や、環境への負荷が低い製品を積極的に使用するなどして、使い捨てプラスチックからの転換に向けた意識の向上と実践行動に努めました。

### (2) 施策2 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり

#### ① 静岡市4R推進委員会との連携

市：廃棄物のさらなる減量に向け、市民・事業者・市の情報共有を図り、4Rを推進しました。

市民：この委員会の構成団体等（しずおか市消費者協会、静岡市など）が主催するイベント等を通じて、ごみ減量意識の向上に努めました。

委員会の会議、委員による啓発活動	1回
------------------	----

② 市民意見の聴取

市 : ごみ減量等に関する事項を審議するため、清掃対策審議会を開催しました。  
また、廃棄物減量等推進員から、ごみ減量等に関する意見を聴取しました。

清掃対策審議会の開催	3回
廃棄物減量等推進員から意見聴取	3回

③ 自主店頭回収などの推進

市 : 事業者に対して、自主店頭回収の実施状況や資源回収ステーション設置状況等の調査を行い、その情報を静岡市ホームページ等で提供するなど、事業者の支援及び市民の排出機会確保に努めました。

市民 : ごみそのものを発生させない製品の積極的な購入や店頭での自主回収などの利用に努めました。

事業者 : ごみそのものを発生させない製品の開発や販売、製品がリサイクルされやすいような仕組みの整備、販売した商品で使用後に再使用・再生利用可能なものの店頭での自主回収などを行うよう努めました。

店頭回収実施状況等の調査	年1回
市HP「資源ごみ回収拠点マップ」の更新	随時

④ 環境美化活動の推進

市 : 自主的な地域の環境美化活動を支援しました。

市民 : 地域の環境美化活動に、積極的に参加するよう努めました。

事業者 : 地域の環境美化活動に、積極的に参加するよう努めました。

ボランティアごみの収集	381回
-------------	------

⑤ 廃棄物減量等推進員活動の推進

市 : 各自治会・町内会などから推薦された市民を廃棄物減量等推進員として委嘱するとともに、その活動を支援しました。

市民 : 各自治会・町内会において廃棄物減量等推進員を推薦し、推進員の活動に協力しました。



廃棄物減量等推進員の委嘱	921 人委嘱
廃棄物減量等推進員研修会等の開催	12 回開催

※12 回のうち 2 回（委嘱式及び研修会、報告会）は新型コロナウイルス感染症の影響により、資料による紙面開催としました。

### (3) 施策 3 家庭ごみの減量化

#### ① 生ごみの減量化

市：「3 切り」（食材の使い切り、食品の食べ切り、生ごみの水切り）という 2 R（発生抑制、排出抑制）の取組を啓発しました。

市民：それぞれのライフスタイルに合った形で、家庭における「3 切り」を実践する、食品ロスを減らすなどにより、生ごみの減量化に取り組みました。

#### ② 紙ごみの減量化

市：資源循環啓発施設を中心に、環境教育・環境学習を通じて、紙ごみの発生抑制、再生利用を促す啓発を行いました。

市民：過剰包装を断る等の紙ごみの発生抑制、再生利用可能な紙類の分別の徹底等、紙ごみの減量化に取り組みました。

### (4) 施策 4 集団資源回収への積極的な取組

市：回収活動を行う団体に対する奨励金の交付を通じて、集団資源回収活動がより活発に行われるよう支援しました。

市民：積極的に集団資源回収活動へ参加するよう努めました。

全自治会等への協力依頼	1 回
奨励金の交付	920 団体

### (5) 施策 5 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討

市：ごみの収集方法については、ごみの発生状況や社会状況の変化に合わせ、資源化に要するエネルギーの消費量や収集効率、費用対効果及び地域の実情など総合的に勘案し、適正かつ効率的な収集方法のあり方の検討を行いました。

### (6) 施策 6 家庭ごみ有料化の検討

市：各種施策の減量効果の検証や、ごみ処理経費の推移などを踏まえ、本市における家庭ごみ有料化の有効性を検討しました。

(7) 施策 7 小型家電リサイクルの実施

市 : 使用済み小型家電の回収を実施しました。

使用済み小型家電回収ボックス設置個所
--------------------

51ヶ所
------

## 2.7 基本施策 2 事業系ごみの減量化・資源化

### (1) 施策 1 情報の共有化、意識啓発の推進

市 : ホームページなどの市広報媒体を活用し、積極的な情報提供によりごみの減量化・資源化の啓発を行いました。

事業者 : 積極的な情報収集に努めました。

### (2) 施策 2 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり

市 : 事業者に対して、自主店頭回収の実施状況や資源回収ステーション設置状況等の調査を行い、その情報を静岡市ホームページ等で提供するなど、事業者の支援及び市民の排出機会確保に努めました。

事業者 : ごみそのものを発生させない製品の開発や販売、製品がリサイクルされやすいような仕組みの整備、販売した商品で使用後に再使用・再生利用可能なものの店頭での自主回収などを行うよう努めました。

### (3) 施策 3 事業系ごみの減量化・資源化の推進

#### ① 拡大生産者責任の徹底によるごみ減量の推進

市 : 事業者に対して、拡大生産者責任の徹底を働きかけました。

事業者 : 自らの責任において、ごみそのものを発生させない製品の開発や販売、製品や容器が再使用・再生利用されやすいような仕組みの整備、販売した商品で使用後に再使用・再生利用可能なものの自主回収などに努めました。

#### ② 多量排出事業所への指導の徹底

市 : 3,000 m<sup>2</sup>以上の事務所等及び1,000 m<sup>2</sup>以上の店舗を対象として、静岡市一般廃棄物多量排出事業所減量化指導要綱に基づき、減量化計画書及び管理責任者選任届出書の提出を求めるとともに、立入調査を行い、減量化・資源化を指導しました。

対象事業所
-------

348 事業所
---------

立入調査
------

62 事業所
--------

③ 事業系ごみの適正排出・分別の徹底

市 : 関係団体と協議し作成した、事業系ごみの適正な排出方法及び分別方法に関する啓発チラシを配布し、事業系ごみの適正排出及び分別の徹底を働きかけました。

④ 紙類の分別・資源化の徹底

市 : 市への問い合わせ時など、紙類のリサイクルルートへの誘導を行い、清掃工場への搬入抑制を図りました。また、清掃工場への搬入制限について検討を行いました。

(4) 施策 4 自己処理責任の徹底

① 搬入調査実施の徹底

市 : 収集運搬許可業者が、清掃工場へ搬入する際の搬入調査を実施しました。

収集運搬許可業者	2回
----------	----

② 家庭ごみ集積所への不適正排出に対する指導の徹底

市 : 不適正排出物の取り置き、開封調査等を実施し、家庭ごみ集積所における不適正排出に対する指導を行いました。

不適正排出に対する指導	421件
-------------	------

③ 事業系ごみ処理手数料の見直し

市 : 事業系ごみ処理手数料の適正な料金の設定について検討をしました。

④ 事業所用ごみ袋制度のあり方の検討

市 : ごみの分別方法及び収集運搬許可業者によるごみ袋制度など適正なごみ処理方法を、事業者へ広く周知しました。また、市指定及び民間の事業所用ごみ袋の利用状況、市域の特性等を踏まえ、本市域の事業所用ごみ袋制度について、事業系ごみの適正かつ効率的な処理のため、あり方を検討しました。

⑤ 本市が処理する産業廃棄物の品目

市 : 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第 14 条の規定により、本市が処理する産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物（多量であるもの、著しく大きいもの及び

特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)とし、受け入れを実施しました。

本市が処理する 産業廃棄物の品目	(1) 木くず（建設現場からのものを除く。）
	(2) 紙くず（建設現場からのものを除く。）
	(3) 繊維くず（建設現場からのものを除く。）
	(4) 金属くず（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く廃家電を含む。）
	(5) 乾電池
	(6) 下水道汚泥焼却灰
	(7) (1)から(3)までに掲げる産業廃棄物に係る燃えがら

## 2.8 基本施策3 適正な収集運搬・処理体制の整備

### (1) 施策1 収集運搬体制の整備

#### ① 家庭ごみの収集運搬体制の整備

市：家庭ごみの収集運搬については、適正かつ効率的な業務運営を持続的に行うことができました。

収集運搬体制の整備にあたっては、減少していく職員数の状況に応じ、可燃ごみを令和3年度（2021年度）に完全委託化しました。不燃・粗大ごみについても順次委託化を推進します。

また、災害等の緊急時のリスク管理の重要性も含めて、今後の市全体の収集運搬業務のあり方を十分に検討します。

#### ② 一般廃棄物収集運搬許可のあり方

市：一般廃棄物の収集運搬に関する許可について、当面の間は現在の収集運搬許可業者の許可区域を維持しますが、段階的に本市全体とするよう検討を進めます。

#### ③ 優良事業者（許可業者）制度の創設

市：業界団体との協議を重ね、「静岡市一般廃棄物収集運搬業者優良認定制度」を創設し、同制度に係る実施要綱を令和4年1月24日に施行しました。

認定制度の創設	創設済
---------	-----

#### ④ (一財) 静岡市環境公社の経営基盤の確立

市：中期経営計画に基づき、環境公社の役割が果たされているかを評価し、必要な

関与を行いました。また、令和5年度から令和8年度を計画期間とする静岡市外郭団体方針書の策定を行いました。

環境公社：家庭ごみを確実に収集するとともに、地域における環境保全に関するセーフティネット機能を発揮するため、静岡市外郭団体方針書を踏まえ策定された中期経営計画に基づき、安定的な経営に努めました。さらに、静岡市外郭団体方針書の見直しに伴い、令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画の策定を行いました。

## (2) 施策2 中間処理体制の整備

### ① 沼上清掃工場の整備

市：沼上清掃工場は、一般的に焼却施設の耐用年数が25年といわれる中、既に稼働開始から27年（平成7年度稼働開始。令和4年3月時点）が経過しました。設備の老朽化に伴い増加する維持管理コストを、工場の運転に支障が出ない範囲内で低く抑えながら長寿命化を図るため、長寿命化総合計画に基づき、令和元年度（2019年度）から基幹的設備改修工事に着手し、令和5年度（2023年度）に完了する予定です。

### ② 西ケ谷清掃工場の整備

市：西ケ谷清掃工場は、平成22年4月から本格稼働しています。令和2年度（2020年度）に、今までの修繕内容を精査し、設備の老朽化に伴い増加する維持管理等について長期修繕計画を策定しました。

### ③ 沼上資源循環センターの整備

市：沼上資源循環センターは、平成22年4月から稼働しています。今後、令和7年度（2025年度）（稼働後15年）までに長期修繕計画を策定する予定です。また令和8年度（2026年度）を目途に、施設の安心かつ安定的な稼働のため中規模改修を検討していきます。

### ④ 効率的な施設運営

市：本市中間処理施設については、ごみ量の推移、ごみ処理の維持管理コスト及び技術革新等を踏まえ、随時、適切かつ効率的な施設運営の検討を進めました。

### ⑤ 一般廃棄物中間処分業の許可と施設設置許可の在り方

市 : 一般廃棄物の中間処分業に関する許可は、基本的に新たな許可は行いません。  
一般廃棄物処理施設の設置許可については、事業者による自己処理施設の設置を除き、基本的に新たな許可は行いませんが、必要に応じて検討します。

#### ⑥ 清水清掃工場の跡地整備

市 : スtockヤードの整備に向けて、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査を実施しました。

### (3) 施策3 最終処分場の整備

#### ① 最終処分場の延命化・改修・次期最終処分場の整備

市 : 最終処分量の極少化に向けて新たな技術の有用性の調査・研究を行いました。  
処理施設の安定的な稼働のため、必要な維持管理を実施しました。  
最終処分場整備に向けて実施設計、用地測量、土地鑑定、用地取得及び損失補償を実施しました。今後、令和8年8月(2026年8月)までに長期間埋立可能な大規模最終処分場の整備を目指します。  
最終処分場の設置については、事業者による自己処理施設の設置を除き、基本的には本市が設置するものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に基づく一般廃棄物最終処分業の許可、及び同法第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置については、新たな許可は行いません。

## 2.9 基本施策4 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組

### (1) 施策1 清掃工場での余熱利用

#### ① 余熱利用等による発電の実施

市 : 西ケ谷清掃工場と沼上清掃工場で、ボイラ設備から蒸気エネルギーを回収して発電を行い、余剰電力については売電を行いました。

清掃工場名	発電量	うち売電量
西ケ谷清掃工場	63,960MWh	38,742MWh
沼上清掃工場	36,380MWh	25,896MWh
合計	100,340MWh	64,638MWh

#### ② その他の余熱利用

市 : 西ケ谷清掃工場と沼上清掃工場で、発生する余熱を、発電以外にも有効利用しました。

### (2) 施策2 溶融スラグの有効利用

#### ① 本市公共工事での利用

市 : 本市公共事業での利用拡大の取組を継続しました。

処理施設	処理量	スラグ生成量	メタル発生量
西ケ谷清掃工場	122,084 t	15,652 t	2,815 t

#### ② 新たな有効活用ルート の模索

市 : 溶融スラグの新たな利用方法について調査・研究を継続しました。

## 2.10 基本施策5 廃棄物適正処理の徹底

### (1) 施策1 不法投棄対策

#### ① 防止対策の徹底

市 : 不法投棄監視パトロールや消防ヘリコプターによる上空からの監視、不法投棄禁止の啓発活動や看板設置などの防止対策を行いました。

山間地等廃棄物不法投棄監視員と協力し、山間地等における不法投棄防止対策に取り組みました。

市民 : 自らが所有・管理する土地に不法投棄されないよう、所有・管理する土地の清潔

を保持し、柵の設置などにより投棄者の侵入の防止に努めました。

事業者：自らが所有・管理する土地に不法投棄されないよう、所有・管理する土地の清潔を保持し、柵の設置などにより投棄者の侵入の防止に努めました。

監視パトロール	90 件
山間地等不法投棄監視員の委嘱	135 人

## ② 不法投棄物の処理

市：不法投棄物について、警察等関係機関と共同で調査し、投棄者に適正に処理をさせました。

市による不法投棄家電の処理	48 件
---------------	------

## ③ 関係機関との連携

市：警察や郵便局、隣接自治体と連携し、不法投棄の監視及び防止の強化に努めました。

全国不法投棄監視ウィークなどに行政・関係団体が一体となって監視活動や回収活動を実施しました。

## (2) 施策 2 区域外処理

市：一部のごみや資源物について、適正処理の推進のため区域外処理をしました。

乾電池（充電式電池を含む。）	132 t
----------------	-------

## (3) 施策 3 取扱困難廃棄物の処理

### ① 法定処理困難物等の適正処理

市：本市処理施設で処理を行うと施設に重大な影響を与える処理困難物は、次のとおりとしました。

本市施設で処理を行わないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイヤやブロックなど破碎施設に多大な影響を及ぼすもの</li> <li>・オイルや塗料など焼却施設に多大な影響を及ぼすもの</li> <li>・農薬やガスボンベなど人体に危険が及ぶもの</li> </ul>
----------------	---



② 在宅医療廃棄物の処理

市 : 注射針等の鋭利な廃棄物以外の可燃性廃棄物について処理を行いました。

在宅医療廃棄物の取扱いについて、広報・啓発活動を行いました。

事業者 : 注射針等の鋭利な廃棄物などは、医療機関が感染性廃棄物として処理を行いました。

③ 路上小動物死体の処理

市 : 路上小動物死体の収集を行い、動物専用炉にて適正に処理しました。

路上小動物死体の処理	2,327 件
------------	---------

(4) 施策 4 災害廃棄物の処理

市 : 令和 4 年台風第 15 号により生じた災害廃棄物処理について、静岡市災害廃棄物処理計画に基づき、適切に処理を行いました。

### 第3章 生活排水処理実施計画

令和4年度実施計画「第3章 生活排水処理実施計画」に基づき、以下のとおり処理及び各施策を実施しました。

#### 3.1 計画目標

- ・生活排水処理率：86.9%

#### 3.2 し尿・浄化槽汚泥処理主体と処理方法

廃棄物の種類	収集運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	市	直接脱水方式	市	埋立
浄化槽汚泥			標準脱窒素処理方式 高負荷脱窒素膜分離方式		

※中間処理後、脱水汚泥を清掃工場へ搬入し焼却

#### 3.3 し尿・浄化槽汚泥処理量

廃棄物の種類	施設別処理量				
	静岡衛生センター	静岡衛生センター 南部中継所	清水衛生センター	庵原衛生プラント	計
し尿	2,015k1	1,433k1	1,607k1	797k1	5,852k1
浄化槽汚泥	36,408k1	14,556k1	33,611k1	15,805k1	100,380k1
合計	38,423k1	15,989k1	35,218k1	16,602k1	106,232k1

#### 3.4 し尿・浄化槽汚泥処理施設

	静岡衛生センター	静岡衛生センター 南部中継所	清水衛生センター	庵原衛生プラント
所在地	葵区東千代田 三丁目5番1号	駿河区下川原南 3番1号	清水区堀込722番地	富士市中之郷 2128番地の1
処理能力 ・方式	260k1/日 直接脱水方式	600k1/日 (貯溜能力) 破砕処理・攪拌	200k1/日 標準脱窒素 処理方式	76.9k1/日 高負荷脱窒素 膜分離方式

### 3.5 基本施策1 合併処理浄化槽の設置及び公共下水道への接続の促進

#### (1) 施策1 情報の共有化、意識啓発・環境教育の推進

##### ① 市広報媒体を活用した情報の提供

市：健全な水環境の確保と清らかな河川を保全する必要性、その方法（下水道への接続や合併処理浄化槽への切り替えなど）、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度などの情報を、広報紙「静岡気分」、ホームページなどの市広報媒体を活用して、積極的な提供を行いました。

市民：情報収集に積極的に努めました。

事業者：情報収集に積極的に努めました。

広報紙「静岡気分」への記事掲載	1回掲載
ホームページの更新	随時更新

##### ② 地元説明会・臨戸訪問・文書勧告の実施 廃対課

市：地元説明会については、出前講座の申込がなかったため実施しませんでした。

また、臨戸訪問については新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、実施しませんでした。

臨戸訪問の実施（蒲原・由比地区）	未実施
出前講座の実施	未実施

#### (2) 施策2 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用

市：合併処理浄化槽設置整備事業補助制度を推進しました。

宅内配管工事費（※3）を補助対象とすることにより、単独処理浄化槽からの転換を強力に推進しました。

##### 浄化槽設置整備事業補助制度

人槽	くみ取り 付替え補助単価	単独処理浄化槽 付替え補助単価
5	332,000円(※1,2)	332,000円(※1,2,3)
6～7	414,000円(※1,2)	414,000円(※1,2,3)
8～50	548,000円(※1,2)	548,000円(※1,2,3)

※1 特定区域：静岡市清流条例第10条で規定する水源保全区域。10万円上乗せ

- ※2 重点区域：蒲原及び由比地区の市街化区域（平成27年度～）。20万円上乘せ
- ※3 単独処理浄化槽からの付替えに伴う宅内配管工事費に対し、30万円を上限に補助金を交付

合併処理浄化槽設置整備事業補助	133 基補助
-----------------	---------

### 3.6 基本施策2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持

#### (1) 施策1 し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備

##### ① 処理体制の整備

市：下水道整備の進捗状況、し尿・浄化槽汚泥の発生量、南部中継所への搬入量の推移などを注視し、必要に応じて処理区域の変更をすることとし、適切かつ効率的な処理体制を整備しました。

##### ② 処理施設の維持管理

市：静岡衛生センター、静岡衛生センター南部中継所及び清水衛生センターは、施設の老朽化が進んでいることから、施設の安定的な運転のため、必要な維持管理を行い、施設の延命化を図りました。

##### ③ 庵原衛生プラントのあり方の検討

市：蒲原地区及び由比地区から発生するし尿・浄化槽汚泥の発生量などを注視し、将来を見据えた庵原衛生プラントのあり方について検討しました。

##### ④ 収集運搬体制の整備

市：し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、収集運搬許可業者が担うことを原則とします。新たな許可は行わず、業者ごとの許可車両の増車も行いません。また、し尿・浄化槽汚泥量の推移に注視し、必要があれば許可車両の削減を進めます。

##### ⑤ し尿くみ取り体制の整備

市：「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた措置を継続しました。  
また、し尿くみ取り業務を環境公社に一本化し、許可から委託による処理に切り替えていくことを目指し、し尿くみ取り業者の経営状態の把握や意見聴取により、本市の方針の検討を行いました。

⑥ (一財) 静岡市環境公社の役割

環境公社：し尿処理のセーフティネット機能を発揮し、安定的なし尿処理体制を継続するために、経営基盤の確立に努めました。

(2) 施策 2 合併処理浄化槽の適正な管理

① 講習会の開催

市：合併処理浄化槽の新規設置者向けに適正管理などに関する講習会を開催しました。

新規設置者向け講習会の開催	9回開催
---------------	------

② 法定検査受検率の向上

市：浄化槽設置者に対して、法定検査（浄化槽法第 11 条で義務付けられている年 1 回の水質検査）受検率の向上のため、積極的な啓発活動を行いました。

広報紙「静岡気分」への記事掲載	1回掲載
バスの車内広告へ掲載	10台
未受検者に対するダイレクトメールの発送 ((一財) 静岡県生活科学検査センターと協働)	約 1,400 通

③ 浄化槽台帳の整備

市：浄化槽の適正な管理を行うために、浄化槽台帳登載情報を随時更新しました。

## 第4章 目標指標の達成状況

以下のとおり、令和4年度実施計画の見込達成状況を報告します。

### 4.1 ごみ処理実施計画

令和4年度の目標値に対して、(3)事業系ごみ年間総排出量については、達成が見込まれています。 (1)一人1日当たりごみ総排出量及び(2)一人1日当たり家庭ごみ総排出量については、目標未達成となる見込みです。

	令和4年度 目標値	令和4年度 見込	令和3年度 実績	達成見込
(1) 一人1日当たり ごみ総排出量	856g	860g	872g	未達成
(2) 一人1日当たり 家庭ごみ総排出量	606g	622g	638g	未達成
(3) 事業系ごみ 年間総排出量	62,970t	59,708t	59,096t	達成

※(1)及び(2)における人口は、各年10月1日現在。

### 4.2 生活排水処理実施計画

生活排水処理率は、年度途中での見込値を算出することが困難であるため、令和3年度の実績を記載しました。

令和4年度は、目標値を達成できることが見込まれます。

	令和4年度 目標値	令和3年度 目標値	令和3年度 実績	達成見込
生活排水処理率	86.9%	86.1%	86.4%	達成

## 第5章 計画の総括

### 5.1 ごみ処理実施計画

ごみ処理実施計画に係る個別施策について、概ね計画通りに実施されており、問題はなかったと考えられます。また、ごみの収集運搬、中間処理及び最終処分については、各段階でのごみ処理がすべて適正に実施されるとともに、その体制が維持されています。

目標指標については、一人1日当たりの家庭ごみ総排出量は昨年度実績より減少するものの、目標値の606gに対して622gとなり、目標未達成となる見込みです。

一方、事業系ごみ年間総排出量は昨年度実績より減少し、目標値の62,970tに対して、見込み数値は59,708tとなり、目標を達成する見込みです。

この結果、一人1日当たりの総排出量は昨年度実績より減少するものの、目標値の856gに対して860gとなり、目標未達成となる見込みです。

今後も市民へごみ減量意識の啓発をするとともに、事業所への適正排出・分別の指導を徹底することで、減量化に努めます。

### 5.2 生活排水処理実施計画

生活排水処理実施計画の個別施策である合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の補助基数については、計画していた150基に対して133基となり、概ね計画通りに予算を執行しました。

目標指標については、生活排水処理率の目標値86.9%を上回り、目標を達成する見込みです。

生活排水処理率の向上となる単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力に推進するため、令和2年度から補助制度の補助対象を宅内配管工事費まで拡大し、また、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に予算を重点化するため、令和3年度から新築等に伴う合併処理浄化槽の設置を補助対象外としました。

今後も引き続き、新たな補助制度の周知を図り、目標値の達成を目指します。

### 5.3 総括

ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画ともに、概ね計画どおり施策は実施しましたが、すべての目標達成には至りませんでした。

今回の結果及び新たに策定した一般廃棄物処理実施計画を踏まえ、ごみの減量化・資源化の進展、廃棄物及び生活排水の適正処理に努めます。